

## 笠間市議会教育福祉委員会記録

令和5年9月4日 午前10時00分開会

### 出席委員

|      |          |
|------|----------|
| 委員長  | 坂本 奈央子 君 |
| 副委員長 | 田村 幸子 君  |
| 委員   | 酒井 正輝 君  |
| 〃    | 鈴木 宏治 君  |
| 〃    | 林田 美代子 君 |
| 〃    | 村上 寿之 君  |

### 欠席委員

|    |         |
|----|---------|
| 委員 | 大貫 千尋 君 |
|----|---------|

### 出席説明員

|              |          |
|--------------|----------|
| 教育部長         | 堀江 正勝 君  |
| 市立病院事務局長     | 木村 成治 君  |
| 保健福祉部長       | 下条 かをる 君 |
| 笠間公民館長       | 横田 繁稔 君  |
| 友部公民館長       | 木村 幸広 君  |
| 岩間公民館長       | 小松崎 慎治 君 |
| 笠間図書館長       | 小谷 佐智子 君 |
| 友部図書館長       | 加藤 忠 君   |
| 岩間図書館長       | 菅谷 勉 君   |
| 学務課長         | 稲田 和幸 君  |
| おいしい給食推進室長   | 石井 謙 君   |
| 指導室長         | 持丸 正美 君  |
| 学務課長補佐       | 仁平 秀明 君  |
| おいしい給食推進室長補佐 | 豊田 修司 君  |
| 学務課G長        | 中澤 信二 君  |
| 学務課G長        | 河原井 浩典 君 |
| 学務課G長        | 川野邊 祐子 君 |
| おいしい給食推進室主査  | 高松 慎一 君  |
| おいしい給食推進室主査  | 川嶋 進 君   |

|              |         |
|--------------|---------|
| 生涯学習課長       | 松本浩行君   |
| 生涯学習課長補佐     | 山本明子君   |
| 文化振興室長       | 柴田裕実君   |
| 生涯学習課G長      | 谷中勝典君   |
| スポーツ振興室主査    | 安齋岳美君   |
| 文化振興室主査      | 竹江美佐夫君  |
| 経営管理課長       | 齋藤直樹君   |
| 経営管理課主査      | 橋本太郎君   |
| 社会福祉課長       | 瀬谷昌巳君   |
| 社会福祉課長補佐     | 高松繁樹君   |
| 社会福祉課G長      | 角田康博君   |
| 社会福祉課G長      | 青木美穂子君  |
| 社会福祉課G長      | 伊勢山知孝君  |
| 子ども福祉課長      | 根本由美君   |
| 子ども福祉課長補佐    | 宮本隆君    |
| 子ども福祉課G長     | 佐山明君    |
| 子ども福祉課G長     | 安齋由香君   |
| 子ども福祉課G長     | 高瀬修一君   |
| 高齢福祉課長       | 金木和子君   |
| 地域包括支援センター長  | 久保田真智子君 |
| 高齢福祉課長補佐     | 伊藤浩君    |
| 高齢福祉課長補佐     | 重原裕美君   |
| 高齢福祉課G長      | 増渕由美子君  |
| 高齢福祉課G長      | 金久保純子君  |
| 地域包括支援センター主査 | 浅川啓子君   |
| 保険年金課長       | 町田健一君   |
| 保険年金課長補佐     | 豊田信雄君   |
| 保険年金課G長      | 久保美智代君  |
| 保険年金課G長      | 長谷川修君   |
| 保険年金課G長      | 飯田弘子君   |
| 健康医療政策課長     | 山本哲也君   |
| 感染対策室長       | 佐伯優子君   |
| 健康医療政策課長補佐   | 町田富士子君  |
| 保健センター所長     | 糸屋明子君   |
| 健康医療政策課G長    | 浦井義朗君   |

出席議会事務局職員

係 長 神長利久  
係 長 上馬健介

議事日程

令和5年9月4日（月曜日）

午前10時00分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・議案第60号 笠間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- ・議案第61号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第62号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
- ・議案第66号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- ・議案第67号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第68号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第69号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第70号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- ・請願第5-1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- ・陳情第5-4号 児童生徒におけるマスク着用に関する陳情
- ・陳情第5-5号 新型コロナワクチン（mRNAワクチン）接種履歴の保存期間延長を求める陳情

(2) その他

午前10時00分開会

○坂本委員長 教育福祉委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、本日の委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員は大貫委員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、タブレットに掲載した資料のとおりです。また、議会事務局より神長係長、上馬係長が出席しております。

本日の会議の記録は、上馬係長にお願いします。

---

○坂本委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案等の審査であります。円滑な審議に御協力をお願いいたします。

それでは審議に入ります。

初めに、教育委員会公民館が所管いたします、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

笠間公民館長横田繁稔君。

○横田笠間公民館長 笠間公民館の横田でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）のうち、公民館所管分につきまして事項別明細書により御説明申し上げます。

補正予算書48ページ、下から3段目を御覧ください。

歳出予算になります。

9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、補正額は201万6,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10節需用費、修繕料177万4,000円の増につきましては、友部公民館におきまして、老朽化により故障した防犯カメラの更新に係る費用や破損している体育室の天井パネルなどを修繕するための費用でございます。

続きまして、12節の委託料24万2,000円の増につきましては、友部公民館の敷地内にあります、サクラ、ウメ、モクセイの老木化に伴う枯れ枝の伐採委託料でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

村上委員。

○村上寿之委員 ただいま説明がありました公民館の修繕費の件でお聞きします。友部公民館の防犯カメラが調子悪いということなんですけれども、ほかの公民館の防犯カメラなんていうのはどうなんですか。建てた、工事したのが同じとかそういうことじゃなく、まだ大丈夫なんですか。友部公民館だけで大丈夫ですかという質問です。

○坂本委員長 横田繁稔君。

○横田笠間公民館長 まず、笠間公民館でございますけれども、大規模改修工事、平成28年と平成29年、2年間の継続事業でやっております、その際に更新していますので、ま

ず、笠間公民館の防犯カメラは大丈夫でございます。

岩間公民館につきましては、市民センターいわま全体で管理しておりまして、そちらが平成28年度にやはり更新していますので、そちらもまだ大丈夫な状態でございます。

○坂本委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 ないようですので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時04分休憩

---

午前10時05分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、図書館が所管いたします、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

笠間図書館長小谷佐智子君。

○小谷笠間図書館長 笠間図書館の小谷でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）のうち、図書館所管分につきまして事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたします。

補正予算書18ページの中段を御覧願ひます。

18款1項寄附金、4目教育費寄附金、3節社会教育費寄附金100万円の増額は、笠間図書館の蔵書資料充実を目的とした笠間地区出身の方からの寄附金でございます。寄附は平成29年度から始まり、本年度も7月11日に寄附金申出書の提出がございましたため、補正するものでございます。

本年度の御寄附まで含めると100万円の7回で計700万円となっており、図書館といたしましては大変ありがたいものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

補正予算書48ページの下から2段目を御覧願います。

9款教育費、5項社会教育費、3目図書館費、17節備品購入費100万円の増額は、歳入で御説明いたしました寄附金を財源とし、岩間図書館資料購入費として補正するものでございます。

なお、寄附金で購入いたしました資料は、令和4年度末で1,842点に上っております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 すみません、歳出のほうなんですけれども、備品購入費が資料購入費という形で御説明があったと思うんですが、全て資料購入費に充てるという形の理解でよろしいでしょうか。

○坂本委員長 小谷佐智子君。

○小谷笠間図書館長 おっしゃるとおりでございます。

○鈴木宏治委員 ありがとうございます。

○坂本委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 ないようなので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時09分休憩

---

午前10時10分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、学務課が所管いたします、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第

4号)の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

学務課長稲田和幸君。

○**稲田学務課長** 学務課の稲田です。よろしくお願いたします。

議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第4号)の学務課所管の補正予算について御説明いたします。

議案書の17ページをお開きください。

歳入になります。

上段の16款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金403万6,000円の減額は、国が当初予定しておりました地域部活動推進事業補助金の制度が、下段の3項委託金、6目教育費委託金の部活動地域移行実証事業に変更されたことから、組替えを行うものです。

なお、補助率や事業内容の変更などにより、増減額は異なっております。

続きまして、18ページをお開きください。

中段の18款寄附金、1項寄附金、4目教育費寄附金、2節教育振興費寄附金100万円は、図書館でもございましたが、昨年度、宍戸小学校の教育振興のためにと寄附をいただきました水戸市在住の方が、今年度も宍戸小学校の教育振興のためにと御寄附いただいたものです。

続きまして、46ページをお開きください。

歳出になります。

上段の9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、12節委託料76万7,000円と、18節負担金及び交付金3,000万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業としまして、物価高騰による家計への負担軽減のため、令和5年度に高等学校等を卒業し、進学や就職を予定している生徒の新生活を応援するため、1人当たり5万円を保護者に助成するものでございます。

続きまして、47ページをお開きください。

上段の9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費769万8,000円は、北川根小学校の体育館の建具や雨漏り、稲田小学校の階段踊り場の雨漏り、岩間第二小学校の通路の雨漏りなどの修繕料となっております。

次に、その二つ下の14節工事請負費1,284万1,000円は、友部小学校や大原小学校、笠間小学校などの空調設備の機器更新工事となっております。

次に、その下の2目教育振興費、17節備品購入費101万1,000円は、歳入でも御説明しました寄附金を財源としまして、宍戸小学校へトライアングルなどの楽器やミニサッカーボールなどの体育用品を整備するものでございます。

次に、下段の3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費558万円は、友部第二中学校の音楽室や職員室のカーテン、浄化槽内の腐食、また岩間中学校体育館のバスケットボー

ル、笠間中学校の雨漏りなどの修繕料となっております。

続きまして、2目教育振興費、10節需用費630万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業としまして、市内中学校と義務教育学校の部活動の育成支援を図るため、用具などの購入費用としまして一つの部活動に対し10万円を支援するものでございます。

次に、その下の17節備品購入費300万円は、こちらも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業としまして、市内中学校と義務教育学校の吹奏楽部の育成支援を図るため、楽器の購入費用としまして一部当たり50万円を支援するものでございます。

続きまして、48ページをお開きください。

上段の18節負担金及び交付金、地域部活動運営団体助成金301万5,000円の減額は、当初見込んでおりました地域部活の運営団体が活動するための助成金が不要となったことから、減額するものでございます。

私からの説明は以上となります。

○坂本委員長 続きまして、おいしい給食推進室長石井 謙君、お願いします。

○石井おいしい給食推進室長 おいしい給食推進室の石井でございます。

それでは、おいしい給食推進室関係の議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

歳出につきまして説明いたします。

資料47ページをお開きください。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、14節工事請負費、施設整備工事費の1,284万1,000円のうち、31万9,000円は大原小学校の調理室搬入口の雨漏り補修工事の経費となります。

続きまして、50ページをお開きください。

下段のほうになります。9款教育費、6項保健体育費、3目給食センター費、10節需用費、修繕料240万円は、排水処理施設の担体補充の修繕料、それから笠間給食センターのボイラー用軟水装置修繕料、それと排水処理施設用調整ポンプの修繕料となります。

その下になります。14節工事請負費、照明改修工事費18万2,000円は、照明器具の改修となります。

その下、17節備品購入費88万2,000円は、冷凍庫の故障に伴い、新たに購入するものとなります。

ページ戻りまして、9ページになります。

第3表債務負担行為補正でございます。

9ページ最下段になります。笠間学校給食センター給食配送業務委託につきましては、本年度内に業務委託業者を選定し、準備を進める必要があるため、業務に関する債務負担行為を設定するものでございます。笠間学校給食センター給食配送業務委託は、笠間給食

センターから笠間地区の学校へ給食を配送する業務となります。期間を令和6年度から令和10年度の5年間としまして、限度額を5,610万円とするものでございます。

説明は以上となります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

村上委員。

○村上寿之委員 48ページの部活動助成金のマイナスの件でお聞きします。何でこの310万5,000円は不要になったかという、その理由をお伺いいたします。

○坂本委員長 稲田君。

○稲田学務課長 こちらは当初、地域部活動運営団体の事務局が、例えば人を雇用して賃金を支払うとか、地域部活動に関連した旅費が必要になるとか、またあとは会場の借上料など、そういったものなどを見込んでいたところなんですけど、今年度、実際に地域部活動をするに当たって必要なものが講師の謝金のみとなったことから、地域事務局の運営費を減額したものでございます。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 結局、部活動の地域移行に対しては、来年、再来年度までに行ってくださいというような国とか県からの指示があると思うんですけども、そのように対してなかなか進まないというのが現状なのでしょうか。こういうことだというのは。その点、お伺いいたします。

○坂本委員長 稲田君。

○稲田学務課長 笠間市におきましては、今年度、3団体をモデル事業としまして昨年度から引き続き地域移行ということで実施しておりますけども、また関連しますけれども、外部指導者です、こちらも今年度は、来年度に向けて外部指導者をお願いしまして、将来的には外部指導者が地域の受皿になっていただけるように現在進めているところでございます。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 結局、310万円のお金をマイナスにしちゃうということは、私的には部活動の地域移行が全く進んでないのかなというふうに感じちゃうんですよね。ぜひその辺を、せっかくこれだけの予算をつけているんですから、活用できるような取組をぜひしていただきたいなというふうに思って質問させていただいたんですけども、その辺はどうですか。

○坂本委員長 稲田君。

○稲田学務課長 今年度の地域部活動移行での関係する団体のほうで必要がないということで減額したもので、また来年度に向けましては、国の補助等を活用しまして、また受皿となる団体様と協議しながら予算立てをしていきたいと考えております。

○坂本委員長 ほかに。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 すみません、村上委員のほうに関連してなんですけれども、この300万円というのは人件費その他に使えないという形だったので、備品だったり、借上費だったりという形の目的しか使えないという形だった、今年はそういうことがないので支出がなかったという理解でよろしいでしょうか。

○坂本委員長 稲田委員。

○稲田学務課長 そのとおりでございます。

○鈴木宏治委員 分かりました。ありがとうございます。

○村上寿之委員 暫時休憩してもらってもいいですか。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前10時21分休憩

---

午前10時26分再開

○坂本委員長 では、休憩を取戻し会議を続けます。

ほかに質疑ありますかでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

---

午前10時28分再開

○坂本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、生涯学習課が所管いたします、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第4号)の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

生涯学習課長松本浩行君。

○松本生涯学習課長 議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）のうち、生涯学習課所管分について説明いたします。

まず、歳入の補正です。

18ページを御覧ください。

二つ目の表の2段目でございます。

4目教育費寄附金、1節保健体育費寄附金の地方創生応援税制寄附金140万円は、岩間インターチェンジ付近に営業所を新たに構えた行方運送株式会社から、企業版ふるさと納税によりスポーツ振興を目的とした寄附があったものです。

次に、歳出の補正でございます。

48ページを御覧ください。

表の二つ目でございます。1目社会教育総務費のうち、所管分は7節報償費の高校部活動等活性化支援金150万円で、新型コロナウイルス感染症の5類移行後、約4か月が経過し、高等学校における部活動が従来の姿を取戻しつつある中、市の事業などに対し連携、協力をいただいている市内の特色あるウェルネス高校、笠間高校、IT未来高校の3校に、物価高騰のあおりを受ける部活動などの活発化と地域や市とのさらなる連携強化に加え、高校生活が活発になることにより、地域に活気をもたらすことを目的としてコロナ交付金を財源に1校当たり50万円を支援しようとするものです。

次に、49ページを御覧ください。

7目文化財保護費の補正額43万5,000円のうち、主なものは13節使用料及び賃借料で、笠間城発掘調査に係る国有林の土地賃借料でございます。

次に、項が替わりまして、6項保健体育費、1目保健体育総務費の補正のうち、所管分は、ページ最後の18節負担金補助及び交付金226万円を増額しようとするもので、スポーツ大会開催誘致負担金200万円の減額は、台湾5周年交流促進事業の一環として調整していた台湾のプロ野球チームとチアダンスチームの誘致による交流事業が、相手チームの年間日程などの関係で今年度の実現が困難になったことから減額をするものです。

続いて、50ページを御覧ください。

一番上のスポーツコミッション事業負担金は、コミッションが主催や共催などで行うスポーツイベント開催負担金で、主なものは、10月に芸術の森公園の野外コンサート広場で開催予定のパリオリンピックから正式競技となるブレイキンの県内初の大会への248万1,000円や、11月にムラサキパークかさまで予定するパリオリンピックに向けたスケートボード競技の最終選考大会となるスケートボード日本選手権への122万3,000円などを予定しているところでございます。

次の2目体育施設費の主なものは、10節需用費の修繕料で、市民球場の電光掲示板の無停電装置の更新やラバーマットの経年劣化箇所などの修繕料を補正しようとするものでござ

ございます。

説明は以上でございます。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

---

午前10時33分再開

○坂本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市立病院事務局経営管理課が所管いたします議案第70号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

経営管理課長斎藤直樹君。

○斎藤経営管理課長 笠間市立病院斎藤です。よろしくお願いいたします。

議案第70号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）を御説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、1款病院事業収益に301万円を追加し、総額を9億2,057万4,000円にするものでございます。

次に、支出でございますが、1款病院事業費用に586万2,000円を追加し、総額を10億570万円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を得なければ流用することができない経費でございます。

第4条は、債務負担行為でございますが、2ページを御覧ください。

令和6年度からの医事業務委託と医療廃棄物運搬処理業務委託については、令和6年4月から実施するに当たり、本年度中に契約行為を進める必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。令和6年度から令和10年度までの5年間でございます。

続きまして、収入及び支出につきまして、補正予算に関する明細書で御説明をさせていただきます。

14ページを御覧ください。

まず、収入でございます。

1款病院事業収益、1項医業収益、3目その他の医業収益301万円の増は、公衆衛生活動収益の増でございます。こちらは新型コロナワクチン接種に係る収入でございます。

続きまして、15ページを御覧ください。

支出でございます。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費586万2,000円の増は、4月の人事異動に伴う人件費の増と新型コロナワクチン接種に伴う会計年度任用職員採用に伴う人件費等の補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いたします。

村上委員。

○村上寿之委員 収入の301万円の件なんですけれども、新型コロナワクチンの接種で300万円収入に入ったと言うんですけども、ワクチン接種はお金取るんですか。

○坂本委員長 斎藤直樹君。

○斎藤経営管理課長 ワクチンを受ける方からはお金を取らないんですけれども、病院で実施しますと、それを市内の方ですと健康医療政策課のほうに請求してお金を頂くこととなります。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 それは今までで初めて分かったんですけれども、今までも健康医療政策課からお金を頂いていたわけなんですか。

○坂本委員長 斎藤直樹君。

○斎藤経営管理課長 請求は健康医療政策課なんですけれども、健康医療政策課はそこから国のほうに申請しまして、国からお金が流れてくるような具合です。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 それなら分かりました。大丈夫です。

○坂本委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 では、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

---

午前10時40分再開

○坂本委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部社会福祉課が所管いたします、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 社会福祉課の瀬谷でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）のうち、社会福祉課所管分について主なものを御説明いたします。

歳出となります。

27ページをお開き願います。

まず、下段にあります、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉費総務費でございますが、1ページを送っていただきまして、28ページになります。

22節償還金利子及び割引料の211万9,000円は、生活困窮者自立支援事業など前年度事業の精算による国庫負担金の返納金でございます。

次に、29ページとなります。

2行目の2目障害福祉費、22節償還金利子及び割引料1,631万2,000円は、障害者自立支援給付など前年度事業の精算による国庫負担金の返納金でございます。

次に、33ページをお開きください。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、1ページを送っていただきまして34ページとなります。22節償還金利子及び割引料8,794万2,000円は、前年度生活保護費等

の精算に伴う返還金でございます。

以上で説明を終わりにいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

---

午前10時44分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、子ども福祉課が所管いたします、議案第60号 笠間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

子ども福祉課長根本由美君。

○根本子ども福祉課長 子ども福祉課根本でございます。よろしくお願ひいたします。

今回の議案第60号から議案第62号の議案につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法、学校教育法……。

〔「資料がない」と発言する者あり〕

○坂本委員長 暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

---

午前10時47分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

根本由美君、よろしくお願ひします。

○根本子ども福祉課長 それでは、議案第60号から議案第62号の議案につきましては、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法、学校教育法及び関係府省令の一部が改正されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

初めに、議案第60号 笠間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

3 ページの新旧対照表を御覧ください。

第1条、第2条につきましては、子ども・子育て支援法において、国の子ども・子育て会議が廃止されたことに伴い、同法第72条から第76条が削除され、条ずれが生じたため、法を引用している本条文中の第77条を第72条へ改めます。

2 ページにお戻り願いまして、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、説明を終わりにいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、子ども福祉課が所管いたします、議案第61号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

子ども福祉課長根本由美君。

○根本子ども福祉課長 続きまして、議案第61号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

こちらの条例は、対象施設は認定こども園、保育所、幼稚園でございます。

4 ページ以降の新旧対照表を御覧ください。

該当する条文が第4条、第6条、第7条、第8条、第13条、第35条、第36条、第37条、第39条、第51条、第52条につきましてでございます。子ども・子育て支援法において、厚生労働省からこども家庭庁に移管される事務に関して、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議を義務づけている規定については、移管後は当該協議が不要になることから、同法第19条第2項が削除され、1項のみの条となるため、法を引用している本条文中の第19条第1項各号を第9条各号に改めます。

続きまして、8 ページを御覧ください。

第15条につきましては、(2)の認定こども園につきまして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の引用改正により、同法第3条第10項が削除され、第11項が繰り上げられたことに伴い、法を引用している本条文中の第11項を第10項に改めます。

続きまして、(3)の幼稚園でございます。学校教育法の改正において、同法第25条に幼稚園の教育内容に関する事項や内閣総理大臣への協議事項を定める規定が第2項、第3項として新設されたことに伴い、本条文で引用すべき規定については同条第1項に限られていたものが項まで特定する形に改められたため、同法第25条を第25条第1項に改めます。

続きまして、(4)の保育所でございます。13ページの第44条も同様の改正となりますので、併せて御覧ください。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正により、保育所における保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移ったことから、本条文中においても厚生労働大臣から内閣総理大臣に改めます。

続きまして、11ページにお戻り願います。

第37条につきましては、家庭的保育事業所の保護及び運営に関する基準が厚生労働省令から内閣府令の扱いとされたことから、本条文中、同省令を同令に改めます。

3 ページにお戻り願いまして、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、説明を終わります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、子ども福祉課が所管いたします、議案第62号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

子ども福祉課長根本由美君。

○根本子ども福祉課長 議案第62号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

対象施設は、定員5人以下の家庭的保育事業を行う施設、定員19人以下の小規模保育事業を行う施設、居宅訪問型事業を行う施設、事業所内保育事業の合計四つの施設でございます。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

第25条につきまして、先ほどの議案第61号の改正内容と同様に、保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移ったことから、本条文中においても厚生労働大臣から内閣総理大臣に改めます。

2ページにお戻り願いまして、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、説明を終わります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、子ども福祉課が所管いたします、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

子ども福祉課長根本由美君。

○根本子ども福祉課長 議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

初めに、債務負担行為の御説明をいたします。

8ページの3段目から8段目を御覧ください。

公立小学校に併設している児童クラブの運営は、業務委託を実施しております。8ページの3段目の笠間小学校児童クラブから8段目の岩間第三小までの六つの小学校の児童クラブ運営委託事業者が今年度で業務委託期間が終了することから、引き続き令和6年度から令和8年度までの3年間の業務委託を行うため、債務負担行為として予算を確保するものでございます。予算の積算根拠は、利用児童数に対する支援員の人件費が主なものでございます。

事業者の選定につきましては、健全育成事業が適正に実施できる事業者を公募型のプロポーザルにより選定してまいります。

続きまして、歳入について事項別明細書により主なものを御説明いたします。

15ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節児童福祉費補助金357万2,000円のうち、就学前教育・保育施設整備交付金352万円については、児童の安全な保育環境を確保するため、施設の防犯設備としてフェンス等を設備する費用に対して国の補助金分の補正でございます。

続きまして、支出についてでございます。

30ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉費総務費、ページを返していただいて31ページ中ほどの18節負担金補助及び交付金5,868万円のうち、就学前教育保育施設整備交付金事業補助金は、収入の部で御説明しました児童の安全確保のための施設整備に対して補助を行う事業として528万円を増額するものでございます。

子ども入園準備サポート事業補助金は、物価高騰の中、保育施設の年少クラスに就園する際の準備に経済的負担がかかることから、その年齢の児童を養育する保護者へ補助を行う事業として840万円を増額するものでございます。対象となる児童数は420人、補助額は児童1人当たり2万円でございます。

次に、在宅子育てサポート事業補助金は、物価高騰の中、保育所等を利用せず在宅で子

育てをしている保護者へ子育てにかかる費用を助成し、経済的負担を軽減するための事業として4,500万円を増額するものでございます。対象となる児童数は900人、補助額は児童1人当たり5万円でございます。

子ども入園準備サポート事業補助金及び在宅子育てサポート事業補助金の両事業の財源は、補助率10分の10の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

次に、22節償還金利子及び割引料4,881万5,000円を増額につきましては、子ども・子育て支援交付金や、ページを返していただいて32ページの子どものための教育・保育給付費、子育て世帯生活支援特別給付金などの各事業について、前年度実績額が確定したことにより超過となった国庫補助金分を返納するものでございます。

以上、説明を終わりにいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時01分再開

○坂本委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高齢福祉課が所管いたします、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第4号)の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

高齢福祉課長金木和子君。

○金木高齢福祉課長 高齢福祉課金木でございます。よろしくお願いたします。

議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）のうち、高齢福祉課所管分について事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

15ページをお開き願います。

中段でございます。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金115万7,000円の増額は、低所得者保険料軽減負担金の前年度の精算に伴う国庫金の追加交付でございます。

次に、16ページをお開き願います。

一番上の行でございます。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、5節高齢者福祉費補助金773万円は、地域介護福祉空間整備等施設整備補助金を収入するものでございます。介護サービス事業所の防災設備の整備に係る補助金でございます。

次に、一番下の段、16款県支出金、1項県負担金、2目民生費負担金、1節社会福祉費負担金57万8,000円の増額は、低所得者保険料軽減負担金の前年度の精算に伴う県費の追加交付でございます。

次に、18ページをお開き願います。

一番下の段でございます。19款繰入金、1項特別会計繰入金、2目介護保険特別会計繰入金、1節介護保険特別会計繰入金9,651万3,000円の増額は、前年度の介護給付費等の確定に伴う精算金を繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

28ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金181万6,000円のうち、介護保険特別会計繰出金147万4,000円の増額の主なものは、人事異動に伴う一般職給与分の100万円の減額と、低所得者保険料軽減繰出金の前年度の精算による231万6,000円の増額でございます。

続きまして、29ページ1行目でございます。

介護サービス特別会計繰出金42万3,000円の減額は前年度の精算に伴うものでございます。

次に、中段の3目高齢者福祉費、10節需用費・消耗品費5万円の増額は、認知症予防や運動機能向上の効果があるとされているeスポーツを、IT未来高校の協力を得て、高齢者に体験していただくイベントの物品等の費用でございます。

次に、18節負担金補助及び交付金、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金773万円の増額は、市内の看護小規模多機能型居宅介護支援事業所に対し、非常用自家発電設備の整備に要する費用を補助するもので、財源は全額国庫補助でございます。災害で電力供給が途絶えても、施設において在宅酸素などの医療処置を継続し、利用者の安全を確保するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 すみません、eスポーツのIT未来高校のほうのものというのは何を購入、具体的にされていたんでしょうか。

○坂本委員長 金木和子君。

○金木高齢福祉課長 太鼓の達人をまず体験としてやっていただこうと思っていて、その操作の方法とかを、高校生の皆さんに高齢者に教えていただきながら体験していただくというイベントになっております。

○鈴木宏治委員 ありがとうございます。

○坂本委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

高齢福祉課長金木和子君。

○金木高齢福祉課長 議案第68号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,262万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億6,462万円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入の主なものでございます。

6ページをお開き願います。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業、任意事業）31万6,000円、5 款県支出金、2 項県補助金、2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業、任意事業）15万8,000円の増額と、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、3 目地域支援事業繰入金（包括的支援事業、任意事業）15万8,000円の増額と、4 目その他一般会計繰入金100万円の減額は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

次に、4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金559万2,000円の増額は、前年度の精算に伴い、追加交付金を収入するものでございます。

次に、7 ページをお開き願います。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、5 目低所得者保険料軽減繰入金231万6,000円の増額と、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金3,130万4,000円の減額と、8 款繰入金、1 項繰越金、1 目繰越金 3 億3,638万4,000円の増額は、前年度の精算によるものでございます。

次に、歳出の主なものでございます。

8 ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費100万円の減額と、4 項地域支援事業費、3 項包括的支援事業任意事業費、1 目総合相談支援事業費82万円の増額は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

次に、9 ページをお開き願います。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、24 節積立金4,879万円の増額は、前年度の精算に伴い、準備基金へ積み立てるものでございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金、22 節償還金利子及び割引料 1 億6,749万7,000円の増額は、令和 4 年度の精算に伴う介護給付費及び地域支援事業費の国庫負担金、県負担金等の償還金でございます。

次に、4 項繰出金、1 目一般会計繰出金、27 節繰出金9,651万3,000円の増額は、令和 4 年度の介護給付費、地域支援事業費、事務費等の精算に伴う繰出金でございます。

以上で議案第68号の説明を終わります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、地域包括支援センターが所管いたします、議案第69号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

地域包括支援センター長久保田真智子君。

○久保田地域包括支援センター長 地域包括支援センターの久保田と申します。よろしくお願いたします。

私からは、議案第69号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は前年度決算に伴う繰越金の補正で、一般会計繰入金と繰越金を調整し、歳入歳出の総額は変わらないものでございます。

6ページをお開き願います。

歳入でございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の42万3,000円の減額及び4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金42万3,000円の増額は、職員給与費など繰入金と繰越金を調整したものでございます。

7ページを御覧ください。

歳出でございます。

先ほどの歳入における補正内容によりまして、歳出予算の財源内訳が変わるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。5分休憩を入れますので、再開は20分からです。

午前11時15分休憩

---

午前11時21分再開

○坂本委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保険年金課が所管いたします、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第4号)の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 保険年金課の町田です。よろしくお願いたします。

議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第4号)、保険年金課所管分について御説明いたします。

内容につきましては、事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

27ページをお開き願います。

歳出となります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、ページを返していただきまして、28ページ中段となります。27節繰出金のうち、国民健康保険特別会計繰出金76万5,000円の増額は、主に人事異動に伴う職員給与等の繰出金を増額するものです。

次に、29ページをお開き願います。

上から4段目となります。4目医療福祉費、22節償還金利子及び割引料177万1,000円の増額は、医療福祉費の前年度実績確定に伴う県への返納金となります。

以上で議案第65号の説明を終わりにいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 議案第66号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

初めに、1ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ966万円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億3,596万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入につきましては、3款国庫支出金、1項国庫補助金、3目出産育児一時金臨時補助金16万円は、出産一時金に対する臨時の国庫補助金となります。

次に、4款県支出金、1項県負担金補助金、1目保険給付費等交付金500万円の増額は、システム改修費に対する特別調整交付金となります。詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

次に、6款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5,268万6,000円の減額は、前年度繰越しに伴い、基金繰入金を減額するものです。

次に、7款1項1目繰越金5,642万1,000円は、前年度からの繰越金となります。

次に、7ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費500万円の増額は、地方税法の一部改正により、令和6年1月から妊産婦に対する保険税の減免制度が創設予定であることから、システムの改修委託料となります。

次に、8ページをお開き願います。

7款諸支出金、1項償還金及び還付金加算、3目償還金263万円の増額は、特別交付金の前年度実績に伴う国庫返納金でございます。

以上で議案第66号の説明を終わりにいたします。よろしく願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

村上委員。

○村上寿之委員 歳入の6ページの出産育児一時金の臨時補助金に対して、答弁をお願いします。これは、何で16万円臨時で補助をもらえるんですか。その部分をお聞きします。

○坂本委員長 町田健一君。

○町田保険年金課長 1件当たり5,000円という単価が決められておりまして、件数に関しましても、令和3年度の実績で提出ということになっておりますので、この金額となっております。あと、今回の引上げにつきましては、令和4年度までは一時金が42万円だったんですが、今年から50万円に引き上がりましたので、それに伴う臨時の補助金という形になっております。

○坂本委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 ないようですので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 議案第67号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

初めに、1ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億7,949万9,000円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

6ページをお開き願います。

初めに、歳入につきましては、5款1項1目繰越金249万9,000円の増額は、前年度の繰越金となっております。

次に、7ページをお開き願います。

歳出につきましては、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金103万5,000円の増額は、前年度精算に伴う広域連合への保険料精算納付金となります。

以上で議案第67号の説明を終わりにいたします。よろしくお願ひいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

---

午前11時30分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康医療政策課が所管いたします、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

健康医療政策課長山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）のうち、健康医療政策課所管分について御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書16ページを御覧願ひします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金の3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金68万7,000円の増につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る予防接種健康被害調査委員会の開催及び口腔保健推進事業に係る小学校のフッ化物洗口の実施に伴う財源として計上するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

34ページを御覧願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額185万3,000円の増のうち、健康医療政策課所管分は、ページをおめくりいただきまして35ページ上から2行目、18節負担金補助及び交付金194万1,000円の増になります。右列の説明にあります、若年がん患者在宅療養支援補助金94万1,000円は、40歳未満の終末期のがん患者の方を対象に在宅療養に必要な介護サービスの費用を一部補助するため、2名分の予算を計上するものでございます。

次の若年がん患者等妊孕性温存療法等補助金50万円につきましては、若年がん患者の方などを対象に、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊孕性温存療法及び温存後、生殖補助医療に係る費用を補助するため、2件分の予算を計上するものでございます。なお、この事業は県の補助事業の上乗せ補助となることから、4月1日に遡って補助の対象としてまいります。

その下の不育症検査治療費補助金50万円につきましては、不育症に悩む方を対象に、先進医療として実施される保険適用外の検査や治療の費用を補助するため、10件分の予算を計上するものでございます。この事業につきましても、4月1日から遡及して適用させることといたします。

続きまして、2目予防費になります。補正額5,481万8,000円の増につきましては、まず、1節報酬の9,000円の増で、歳入で説明いたしました新型コロナワクチン接種体制補助事業における予防接種の健康被害調査委員会の開催に伴う委員報酬を計上するものでございます。

次の22節償還金利子及び割引料の5,480万9,000円は、新型コロナワクチン体制確保事業補助金返納金及び対策費国庫負担金返納金で、いずれも事業の確定に伴い、返納するものでございます。

続きまして、3目母子衛生費になります。補正額32万4,000円の増は、18節負担金補助及び交付金で、妊娠に関する正しい知識を学ぶプレコンセプションケア検診費用の一部を補助するため、女性15人分、男性7人分の予算を計上するものでございます。

以上が健康医療政策課所管分の補正でございます。御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

村上委員。

○村上寿之委員 35ページ、さっき2人分の医療費の話していましたがね。医療費じゃなくて、何でこれは2人しか、2人というその根拠が知りたいんですけども。

○坂本委員長 山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 2名分の予算の根拠でございますが、昨年、令和4年度に実施された県の補助で、県内で44名分の補助が発生しております。県内の市町村で割り返しますとおおむね1市町村1人ぐらいで、プラスアルファで2人ということで見込んでおります。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 こういう助成を結局受けた人は、やはり少ないんですか。それとも、少ないのは事実でしょうけれども、どういうふうにしてこういう助成があるというのを調べて、結局平均1人ぐらいの人が役所にお問い合わせに来るのかということ、すみません、お聞きしたいんですけれども。

○坂本委員長 山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 がん患者の方につきましては、茨城県で実施しております相談センターのほうへの問合せをからの対応となることから、そこにうちのほうも周知をさせていただいて、県の補助事業も受けられる、笠間市の補助事業も受けられるということで周知啓発のほうを行っていきたいと思います。

○坂本委員長 よろしいでしょうか。

ほかに。

林田委員。

○林田美代子委員 35ページなんですけれども、3、母子衛生費、このところでプレコンセプションケア用補助金とあります。これを皆様にどのようにして周知するのでしょうか。そして、これはどのような形で補助ができるのでしょうか。

○坂本委員長 山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 周知方法につきましては、県内の産婦人科医院のほうに周知をさせていただきまして、その医療機関のほうでプレコンセプションケアのほうの検診を実施する際には笠間市のほうで補助がありますということでお伝えをしていただくような形と、あとは対象者の方等に関しまして、広くホームページやSNS等を活用して周知をしてまいりたいと思っております。

○坂本委員長 林田委員。

○林田美代子委員 実際に、令和4年とか実施されましたでしょうか。

○坂本委員長 山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 プレコンセプションケアにつきましては、これまで市立病院のほうで実施をしていた事業でございまして、令和4年度につきましては2の方が検査のほうを受診しています。

○林田美代子委員 ありがとうございます。

○坂本委員長 酒井委員。

○酒井正輝委員 私もこのプレコンセプションケアについて伺いたいんですけれども、正

しい知識とおっしゃったんですが、それは何に準拠して正しいんですか。

○坂本委員長 糸屋明子君。

○糸屋保健センター所長 保健センターの糸屋と申します。

妊娠をしたいと言っても、今は不安を抱えている方が大勢いらっしゃるかと思います。その中で自分の体をいかに健康に保つかというところが重要になってくるかと思しますので、今の健康状態を知るという検査と、あとは感染症とかがありますと子どもと母体のほうにも影響がございますので、そういった検査でありますとかそういったものを基に、医療機関の専門の方から今はこういうところを気をつけましょうということでお話をさせていただいて、それを基に自分の体のほうを見直すということを主に実施していきたいと考えております。

○坂本委員長 酒井委員。

○酒井正輝委員 医療機関の専門家というのを、もう少し具体的に伺いたい。

○坂本委員長 糸屋君。

○糸屋保健センター所長 今回委託をするのが、委託というか、補助を出しますが、県内の産婦人科におきましてプレコンセプションケアを実施している医療機関のほうで受けた方の補助を行うこととなりますので、その先生と医療機関のスタッフの方、あと必要であればこちらのスタッフのほうも個別に相談には乗っていきたくて考えております。

○坂本委員長 酒井委員。

○酒井正輝委員 つまり県内の産婦人科医の先生に聞くということ、意味として、分かりました。

○坂本委員長 よろしいですか。

ほかに。

村上委員。

○村上寿之委員 16ページの医療施設運営費等補助金の二つの話をさっきしたと思うんですけども、67万8,000円、これはよく一般質問でやるやつなんですけど、結局、小学校5年生います。学校の子どもたちにフッ化物洗口をやらせているんですけども、その分の補助のあれなんですか、それとも違う部分で使うお金なんですか。その点すみませんが、お聞きします。

○坂本委員長 山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 今回計上させていただいているのは、全小学校5年生を対象とした補助というか、額になっています。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 じゃあ、今度この金があると、違うところに歳入されるわけということになるんですか。それは、教育委員会の業務の洗い直し。

○坂本委員長 山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 フッ化物洗口の事業の観点から、歳入のほうは、健康医療政策課というか、保健福祉部のほうで受けさせていただいて、事業のほうの割り振りをしていくような形になるかと思います。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 フッ化物洗口のいろいろなやり取り、管轄の、ここの所管でやっているわけなんですか。教育委員会じゃなく。

○坂本委員長 山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 国の補助金の申請は健康医療政策課になりまして、この事業につきましては教育委員会とこちらの保健福祉部と分けて事業を実施しています。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 どうしてフッ化物洗口、山本課長のところで分かるか分からないか分からないんですけれども、子どもたちの様子とかフッ化物洗口をやった後遺症がないとか、そんないろいろな問題があると思うんですけれども、子どもたちの様子とか学校の様子とか、教育委員会に行けばあるんでしょうけれども、ここでお話が出たので知りたいんですけれども、分かっている範囲で教えてください。

○坂本委員長 山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 学校のほうの実施が9月から2月の期間で実施をと聞いていますので、多分その実施の状況等につきましては、これからになるかと思います。

○村上寿之委員 そうですか、分かりました。大丈夫です。ありがとうございました。

○坂本委員長 ほかにありますでしょうか。

副委員長。

○田村幸子委員 先ほどのプレコンセプションケアの検査代の補助なんですけれども、22人分ということですが、1人に対してどのぐらいの補助が出るんですか。

○坂本委員長 山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 プレコンセプションケアの補助金ですけれども、女性がかかった費用の8割補助で上限が1万6,000円、15人分、男性が同じく8割補助で上限が1万2,000円で7人分となります。

○坂本委員長 副委員長。

○田村幸子委員 それは、今までどおりの市立病院のほうも同じということによろしいですか。

○坂本委員長 山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 同額になります。

○田村幸子委員 分かりました。ありがとうございます。

○坂本委員長 ほかに。

酒井委員。

○酒井正輝委員 3回目になっちゃうんですけれども。

○坂本委員長 いえ、別の案件であれば。

○酒井正輝委員 プレコンセプション。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前11時43分休憩

---

午前11時46分再開

○坂本委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。執行部の皆様、ありがとうございました。

午前11時47分休憩

---

午前11時48分再開

○坂本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、請願陳情の審査に入ります。

付託された請願陳情について、1件ずつ審査を行います。

まず、請願第5-1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願の審査を行います。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

---

午前11時49分再開

○坂本委員長 では、休憩を取り戻し会議を開きます。

配付資料を御覧いただきまして、請願の内容について御意見等がございましたら、お願

いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 よろしいですね。

では、御意見等を終結しまして、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を採択すべきとすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○坂本委員長 多数ということで、よって、本件は採択とすべきとすることに決定いたしました。

次に、ただいまの請願が本会議において採択になった場合、国に意見書を提出しなければならないため、ここで意見書（案）の提出について御協議いただきたいと思っております。ここで事務局に意見書の案をアップロードしていただきますので、皆様は更新ボタンのほうをアップロードしてから、右のぐるぐるの矢印を……。皆様できましたでしょうか、議案第70号の下です。よろしいでしょうか。

では、提案理由のほうを読ませていただきます。

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働など、様々な課題により、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間の確保が困難な状況になっているため、教職員定数改善やさらなる少人数学級の実現が不可欠です。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が引き下げられ、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国庫負担制度の堅持は不可欠です。よって、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持の予算を確保するよう、地方自治法第99条の規定により、国等へ意見書を提出するものであります。

これは、ありますのほうがいいですかね。ですますを統一するということでありまして、という内容で、意見書は後ろについていると。意見書のところは、提出されたものと同じものです。

ということで、この意見書について御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それではお諮りいたします。

請願が本会議にて採択となった場合、お手元の意見書（案）のとおり、委員会提出議案として提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、請願が本会議にて採択になった場合は、お手元の意見書（案）のとおり、委員会提出議案として提出することに決定いたしました。

次に、陳情第5－4号 児童生徒におけるマスク着用に関する陳情の審査を行います。こちら、配付資料のほうを御一読ください。

では、この陳情の内容につきまして御意見等がございましたら、お願いいたします。

林田委員。

○林田美代子委員 私はこれについて、反対の立場から意見を言わせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードということですが、決してマスクを強制しているわけでもないし、マスクに対するこの方の考えが私は違いますので、反対いたします。

○坂本委員長 今の意見はガイドラインにもあるので、強制されているものではないと言っているんです。

ほかに御意見ございますでしょうか。

酒井委員。

○酒井正輝委員 林田委員がおっしゃった意見が違うというのは、具体的にどう違うのかというのを聞かないと話が進まないかなと思ったんですけれども。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前11時55分休憩

---

午前11時58分再開

○坂本委員長 休憩を取り戻し会議を再開します。

今の林田委員の御意見がありました、ほかの御意見はありますか。

酒井委員。

○酒井正輝委員 林田委員がおっしゃる、強制ではないから自由にしよう、だからこの陳情は論じても意味がないという御意見だと思うんですけれども、確かに法的には強制ではありません。その意味では、自由。でも、それで話を終わらせてしまうと、この方の主張が無視されてしまうというか、実際自由ではあるんだけど、実態としては強制に近い意味合いとなっているから、どうなんですかという意見だと思うんです。その辺、もうちょっと考慮していいのかなと私は思ったんです。

○坂本委員長 酒井委員の意見はそのような意見ということで分かりました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

副委員長。

○田村幸子委員 私もこの陳情を読ませていただきまして、教育現場のほうにも伺ってみましたところ、マスクは決して強制をしているわけではないという事実を知ることができ

ました。陳情事項の1のところ、現在マスクを外すことに不安を感じている児童生徒がいることを理解し、上記のような理由でマスクを着用し続けている児童生徒の意思を尊重しつつということが書いてありますけれども、これは外しても、していても、どちらも尊重してあげることが、一人一人を尊重することにつながっていくのかなと思いますので、お一人お一人はいろいろな状況があると思いますから、やっぱり逆にしていることで安心感を抱いているお子さんもいるのかもしれないし、また次の熱中症の危険性というところもあったんですけども、こういった部分も、例えば運動のときとか、登下校のときとか、そういったときは外してもいいんだよということを先生方も言ってくださっているようなので、私としては、一人一人のそういった状況とか考え方とか、そういったことを尊重してあげること大事なのかなと思います。

○坂本委員長 それぞれに御意見が出たところなので、もう一つ、酒井委員。

○酒井正輝委員 今のお話は、まさにそのとおりだと思うんです。つけたいという人は取り付けて、恐らく陳情事項の1から3までがそれに当たると思うんですけども、意味のないパーティションパネルを撤去するとか、それは別な件かなと思ったんです。それも話しして……。

○坂本委員長 酒井委員の意見は、どういう意見なんですか。

○酒井正輝委員 意味のないパーティションパネルというのは、私は撤去したほうが邪魔だし……。

○村上寿之委員 暫時休憩して。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午後零時02分休憩

---

午後零時03分再開

○坂本委員長 休憩を取り戻し会議を再開します。

それでは皆様の御意見が出尽くしましたので、これより討論に入りたいと思います。

討論はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 よろしいですか。でも、御意見として言われたので大丈夫ですか。

討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を採択とすべきとすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○坂本委員長 挙手が少数ですので、本件は不採択とすべきとすることに決定いたしました。

次に、陳情第5－5号 新型コロナワクチン（mRNAワクチン）接種履歴の保存期間延長を求める陳情の審査を行います。

配付資料を御一読ください。

この陳情の内容につきまして御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御意見等を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を採択とすべきとすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○坂本委員長 延長することに賛成ということは、採択とすべきことに賛成の諸君の挙手は上げていただきました。挙手が少数ですので、よって、本件は不採択とすべきとすることに決定いたしました。

以上で、教育福祉委員会に付託になりました議案の審査は終了いたしました。

ただいま御審議いたしました審議の結果については、委員会終了後の本会議にて報告いたします。

なお、報告書の作成については、委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 では、そのように決定いたしたいと思います。

---

○坂本委員長 そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 以上をもちまして、教育福祉委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後零時05分閉会